

特 記 仕 様 書（工事編）

第 1 条 適用範囲・適用基準

本特記仕様書は、奈良県の発注するス振第 4 1 号「橿原公苑敷地内工作物等解体・撤去請負工事」に適用する。

第 2 条 工事概要

- 2-1 工事名称 橿原公苑敷地内工作物等解体・撤去請負工事
- 2-2 工事箇所 奈良県橿原市畝傍町 地内
- 2-3 工事内容 橿原公苑の敷地内に存する以下の工作物等の除却及び撤去
(別紙「橿原公苑 工作物等設置状況」参照)
 - ・プレハブ等倉庫 5 棟
 - ・物置 4 棟

第 3 条 工事の施工に関する事項

工事の実施に際しては、工事内容をよく把握し、適切な施工計画を立てなければならない。

3-1 工程調整について

請負者は、当該工事の施工に際し、利用状況を考慮し、十分な工程調整を行い、円滑な工事実施を行うこと。

3-2 既設構造物について

施工に際し、既設構造物を破損することのないよう十分注意し施工する。万一破損した場合は、請負者の負担で原形復旧すること。

3-3 監督員の立会い検査について

二次製品については現場搬入時に製品の立会い検査を受けること。

第 4 条 保安に関する事項

4-1 工事車両の運行等について

請負者は、工事車両の通行に際しては、交通法規を厳守し、道路規制標識に従うのはもちろんのこと、人家連担地区及び通学路では徐行し、また、一般車両を優先させ、事故及び一般車両とのトラブルを未然に防ぐよう、運転者に対して日常の運転運行管理指導を徹底するとともに、自ら工事車両運行に関する業務を統括、指揮しなければならない。また、工事車両の駐車スペースは、監

督員及び檀原公苑管理者と事前に協議し、決定するものとする。

4－2 標識・仮囲い等の設置

請負者は、必要な箇所に工事表示板、標識などの設置、管理を行い、保安に努めなければならない。また、施工中は、第三者の立ち入り禁止と安全確保を確実に行うこと。なお、その際の機材作業にかかる一切の費用は請負代金に含まれる。

4－3 交通誘導員

本工事における交通誘導員は計上していない。施工に際し、檀原公苑及び地元自治会等からなんらかの条件が付された場合は、監督員との協議による。

第5条 環境保全に関すること

5－1 請負者は、工事機械及び車両の走行等による振動、騒音、砂塵などの被害を第三者に及ぼさないよう適切な措置を講ずるものとする。

5－2 工事現場内では、場内清掃などの現場整頓に細心の注意を払うものとする。

5－3 本工事は既供用施設内での工事であるため、環境保全には特に細心の注意を払うものとする。

第6条 その他

6－1 その他特記なき事項は監督員と協議のうえ決定する。

6－2 設計内容を変更する場合は、必ず監督員と協議するものとする。監督員への協議なく、地元関係者等からの申し入れ・その他の事項により設計内容を変更したものについては、設計変更対象外とする。また監督員は下請業者ではなく、必ず元請業者を含めて協議・決定するものとする。